

景観まちづくりのあり方

— 東京 23 区における景観条例の比較検討を通じて —

敷田愛夏（経済学部 3 年）

指導教員：長田進 先生

本研究は「景観」のあり方を考えるにあたり、景観条例について考察を行ったものである。特に東京 23 区に注目し、各区の景観条例を比較検討した。東京 23 区に着目した景観条例に関する最新の研究という意味において、本研究は独自性がある。

経済発展にともない、日本各地において都市開発が進んでいったが、景観に配慮した開発が行われたとは言い難く、また開発の跡は現代の日本にも残り、まちの風景となっている。無秩序な中に芸術性を見出す意見もあるだろうが、景観を整える必要性が唱えられていることも事実である。良好な景観の形成のために、約 30 年ほど前のバブル経済期頃より、国土交通省や各自治体が景観に対する取組みを促進しているものの、いまだ取組みの余地が多く残っている。景観というのは、それを考慮しなければまちの機能が停止するなどといった事項ではないものの、良好な景観の形成のための景観まちづくりは、景観の改善のみならず経済効果や地域の一体化などの波及効果があることにより、地域の繁栄のために効果的であり、まちづくりの一環の大事な一要素であると考えられる。したがって、景観に配慮した行政は意義のあるものであるといえる。

本研究では、景観まちづくりへの取組みの一助とするべく、景観条例について特に東京 23 区という観点から考察を行った。その理由は、東京 23 区には、ビジネス街や住宅地、下町のように歴史風情の残る地域、そして空港も存在するなど、連続した東京という地域の内部で多様性が見られることが挙げられる。また、各区が短距離圏内に集合しているため、お互いの景観条例に影響を及ぼし合いながら景観条例が発達していると考えられるためである。加えて、多様性のある東京 23 区における景観条例の比較検討を行うことで、東京 23 区以外の自治体にとっても、何らかの手がかりになると考えられる。

具体的な手法としては、先行研究及び東京 23 区の景観条例をもとに分類項目を作成し、各項目に関して分類を行った。分類に際しては、必要に応じて自治体へのヒアリングを行った。各項目を一覧にして

表にまとめ、比較及び検討を行った。

本研究の結果、東京 23 区のようにお互いが近接しているながらも景観条例に記載されている事柄に多様性や差がみられ、ほぼ全ての区で記載のある事項もあれば記載の有無に差がみられる事項も存在すること、景観法においてははまだ活かされていない制度も多いこと、そしていずれの区の景観条例にも地域の特色をより考慮する余地があるものの比較的景観まちづくりが進んでいる区は景観条例に個性が見られるか、もしくは住民の意識が先行していることが判明した。今後、景観まちづくりのために大切なこととしては、地域の特性を景観条例を現状以上に反映させ、住民の意識を喚起すること又は意識の高い住民がより積極的に景観まちづくりに携わることが出来るようにすることが大切であるといえる。景観まちづくりは地域の特徴を活かすべきものであり、したがって景観条例も地域の特性を最大限活かすべきであるということ、また独自の景観条例を持たない区は当該地域に見合った景観形成が促進されるために景観条例を制定することが有効な手法となり得るということがいえる。今後、景観まちづくりが促進されるよう、景観法などの制度のさらなる活用のための一手法として景観条例の制定や改善を行い、国や地方自治体のみならず住民や事業者の全員が当事者意識を持って取組んでいくべきであり、その際に行政は規制の方向に持っていくのではなく誘導するようなかたちで取組みを行っていくことが大事であるといえる。